

生徒心得

義務教育を終え、さらに広く深く学ぶために選ばれて入学した高等学校である。みなさんの高等学校での3年間は、それにふさわしい、誇りと自覚に裏づけられたものでなければならない。

高校生の本分は、いうまでもなく学習である。課せられた科目すべてに全力を注ぎ、高等学校教育の目的が達成されるよう努力すべきである。

しかし、学校教育の意義は教科の学習だけにあるのではない。学校生活を通して、未来の社会の有能な形成者としての資質の向上をはかることも、教科の学習と同じくらい重要である。

以下の諸条は、本校における学校生活のルールと、高校生として最低限の行動規準を示したものである。これらを、他から与えられた制約としてではなく自ら選びとった行動規準として自主的に守り、社会人としての成長に努めるとともに、学校生活全体の秩序の維持と発展に対して、その一成員としての責任を果たすことを期待する。

I 願い出・届け出

1. 次の場合は生徒手帳の諸届欄により担任に届け出ること。

ア. 遅刻 イ. 早退 ウ. 欠課 エ. 外出
オ. 見学 カ. 欠席 キ. 忌引
ク. 制服の不備

1週間以上病欠の場合は、医師の診断書を添付することが望ましい。

忌引日数は次のとおりとする。

父母 7日 祖父母 3日 兄弟姉妹 3日 曾祖父母・おじ、おば 甥姪 1日
--

2. 次の場合は、所定の様式により、担任または部顧問を通じて、届け出または願い出ること。

(願い出)

ア. 公欠扱い

イ. 下校時刻以後の居残り

(届け出)

ア. 旅行

イ. 入部・退部

Ⅱ 服装、頭髪

1. 服装等に関する規定

種類	冬服 10/1～5/31	夏服 6/1～9/30
ブレザー	学校指定のブレザー	学校指定のブレザー (着用しなくてもよい)
スラックス スカート	学校指定のスラックス (男女共) スカート (女子のみ)	
シャツ	ワイシャツ (白無地)	ワイシャツ (白無地) 学校指定のポロシャツ
ネクタイ	学校指定のネクタイ	学校指定のネクタイ (着用しなくてもよい)
ベスト	着用する場合は無地で、色は 白、黒、紺、茶、グレーの単色とする	
カーディガン セーター (Vネック)	無地で色は白、黒、紺、茶、 グレーの単色とする。着用 する場合は、ブレザーを必 ず着用する。	無地で色は白、黒、紺、茶、 グレーの単色とする。
防寒具 ※室内では脱 ぐこと	無地で色は白、黒、紺、茶、 グレーの単色とする。着用 する場合は、ブレザーを必 ず着用する。	
靴	革靴または運動靴 (サンダル、ブーツ、ハイヒール等は禁止)	

ア. 制服等の着用について

- ・学校指定のブレザー、スラックス、スカート、ポロシャツ、ネクタイは入学時に購入すること (夏服は希望購入)。
- ・ワイシャツは学校推薦のもの以外に白無地のもの、ポロシャツは学校指定のもののみ認めている。
- ・ストッキング、タイツを着用する場合は、黒無地のものを着用する。
- ・スウェット、パーカー、ジャージ等の着用は認めない。
- ・ブレザーを着用する際は、必ずネクタイを着用する。

イ. 上履き

本校指定の上履きを使用すること。

ウ. 体育の服装

- (1) 体育着、体育館履きは本校指定のものを使用すること。
- (2) 体育館履きには必ず名前を記入すること。
- (3) 屋外運動靴は特に指定はしていない。運動に適したものを各自用意すること。なお、革靴、スパイクの付いたものは不可とする。

2. 頭髪

- (1) 染色，脱色，パーマを含め頭髪の加工は禁止とする。
- (2) 奇抜な髪型や，エクステンション，かつらは禁止とする。

3. その他

- (1) 化粧・装身具（ピアス，ネックレス，イヤリング，指輪，ネイルなど）は禁止する。
- (2) 服装の違反となる衣類は，学校で預かる。状況により再登校指導とする。
- (3) 頭髪の違反は，直すまで再登校指導とする。
- (4) 制服の不備は，クラス担任を通して，願い出を生徒部に提出すること。

Ⅲ 登校・下校

1. 登下校時は，服装等に関する規定を順守した，本校指定の制服を着用すること。
2. 生徒手帳を常に携帯すること。
3. 始業5分前までに登校すること。
4. 終業後は，なるべく早く下校し，最終下校時刻午後5時（延長届けが出た場合5時30分）を厳守すること。
5. 登下校の際は公衆道徳を守り，大山高校生としての節度ある態度を保つこと。交通ルールとマナーを守ること。特に，自転車の走行については安全運転を心がけ，法令を守り，ヘルメットを着用し，事故のないよう細心の注意を払う

こと。

6. バイクや自動車での通学は禁止する。同乗しての通学も同様である。制服でのバイク乗車も特別指導となる。何らかの理由があって保護者の運転による通学が必要なときは，事前に申請をして学校の許可を受けること。
7. 下校の途中は寄り道をしないこと。特に好ましくない場所に立ち寄らぬこと。
8. 登下校中の交通事故発生時の対応は以下の通りにすること。
 - (1) 小さな事故でも，その場で警察（110番）へ通報する。
 - (2) 軽いケガでも病院へ行く。
 - (3) 学校へ連絡する。
 - (4) 相手の連絡先を必ず確認する。

安易な約束や示談（その場での話し合いの解決）をしない。

Ⅳ 校内生活

1. 登校後は無断で外出しないこと。やむを得ず外出するときは，必ず担任に届け出ること。
2. 集会のときは敏速に行動し，私語を慎み，全体の秩序を乱さぬこと。なお，出席番号順に並ぶこと。
3. 各人が勉学の間である校舎内外を清潔に保つよう心がけること。
4. 土足のまま校舎内に入ったり，上履のまま校

舎外に出たりしないこと。

5. 上履は必ず指定のもので学年別指定色のものを使用し、記名をはっきりしておくこと。また、不必要な加工をしないこと。違反した場合は再度購入することとなる。
6. 校舎や校具を破損してしまったときは、すぐに教員に届け出ること。やむを得ない場合を除き、修繕の費用は自己負担となる。
7. 放課後、集会その他の目的で教室を使用するときは、その教室の担任の許可を得ること。
8. 職員室・各科準備室・経営企画室・特別教室・保健室などに、みだりに出入りしないこと。
9. 所持品には必ず氏名を明記すること。所持品を紛失したり、物品を拾得したときは生徒部に届け出ること。
10. 無用の金銭・貴重品を持参しないこと。
11. 金銭・物品の貸借は慎むこと。
12. 授業時、携帯電話等の通信機器は各自のロッカーにしまうこと。教室移動等でやむを得ない場合は、授業担当者に預けること。
13. 体育授業時や、特別教室使用时、貴重品は各自のロッカーで管理し、教室や更衣室に放置しないこと。
14. 同一教室を定時制と共用するところでは、お互いに迷惑にならぬよう十分注意すること。
15. 校内には、学習に関係のないものは一切持ち

込まないこと。

16. 個人情報の管理を徹底し、外部に流出させない。

V 清掃・美化

1. 教室内・廊下を整理整頓し、学習環境を整えること。
2. 原則として毎週金曜日に「一斉清掃」を実施すること。定期および随時に行われる大掃除には、平常時よりも丁寧に清掃を行うこと。
3. 清掃終了後は関係教員の点検を受けること。
4. 清掃用具等は所定の場所に整頓しておき、破損または紛失の場合は、直ちに学級担任および生徒部に申し出ること。
5. ゴミ捨てについては、分別をしっかりと行い決められた日時を守って捨てること。

VI 校外生活

1. 校外においては、高校生としての自覚に基づく行動をし、本校生徒の誇りを保つこと。
2. 映画その他の興行物については、その選択および鑑賞の態度には十分注意し、風紀上好ましくない場所には絶対に立ち入らないこと。
3. 外出の際は、家人に行き先・用件・帰宅時間を必ず告げるようにし、夜間の外出は、止むを得ぬ場合のほかはさけること。
4. 外泊は、保護者の許可なくしないこと。
5. アルバイトはしないこと。但し、家庭の事情

がある場合、担任に相談すること。